

第 79 回北九州市都市計画審議会 議事要旨
(主な質問・意見と回答)

議題第 352 号 建築基準法第 51 条の規定による廃プラスチック類等の破碎施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【若松区】

○質問・意見

1. 搬入には船を使い、なぜ、搬入と搬出の台数の差が 1 台なのか教えてほしい。
2. 海から搬入をして処理するということであるが、海が荒れた時に海に流れ出さない対策はきちんとしているのか、市は巡回するのか。
3. 粉塵の対策はしているか。

●回答

1. 運搬車両は、20 トントレーラーを主に搬入搬出で使用する。月に 1 回、船舶で 700 トンを搬入する。この 1 日あたりの破碎量は、一月を 25 日で割り、約 28 トンと考えている。
2. 波の穏やかな時に搬入し、保管場所は建物内となっている。市は各処理業者を 3 か月に 1 度程度、確実に巡回し、必要があれば指導を行う。
3. 建物の中で破碎し、搬入された廃棄物も建物の中で保管するので、粉塵が外に出ることはないと考えている。

議題第 353 号 建築基準法第 51 条の規定による廃酸又は廃アルカリの中和施設の用途に供する建築物の敷地の位置について【若松区】

○質問・意見

4. 想定外の大雨が降った際に、油の流出などに気をつけているか。

●回答

4. 保管場所は液体なので、タンクの中に保管する。また、処理をする槽も工場の 2 階に位置し、高さ的には 3 m ぐらいの高いところにある。中央分離施設は 1 階にあるが、周囲を 85 cm ほどのコンクリートの堤防でかさ上げしている。また、敷地の位置も道路より少し上がっており、大雨などの対策はできていると考えている。

議題第 354 号 北九州広域都市計画下水道の変更について（北九州市決定）長野津田地区【小倉南区】

○質問・意見

5. 変更の意図を詳しく説明してほしい。

●回答

5. 下水道は、自然環境の環境整備、都市施設としての生活環境の改善のために整備を行う。今回の区域は下水道の整備がされていないので、区画整理事業に合わせて、汚水施設と雨水施設を整備する。

議題第 355 号 北九州広域都市計画土地区画整理事業の決定について（北九州市決定）
旦過地区【小倉北区】

○質問・意見

6. イメージパースの図面では、神嶽川に架かる歩行者専用の橋が書かれているが、この橋は土地区画整理事業ではなく、他の事業で実施される予定か。
7. 駐車場を企画しているが、どういう利用を考えているのか。
8. モノレールから直接入る形になるのか。
9. 工事期間中の渋滞の監視、安全性の確保などに配慮いただきたい。
10. 河川管理道とそうでないものの扱いについて教えてほしい。
11. 道路の形状は決定事項か。魚町商店街のアーケードとの設置、旦過市場から出た交差点のところは、非常に重要だと思う。
12. 敷地の権利関係はどうなるのか。
13. 市施行を選択した理由と仮換地指定の時期を教えてください。
14. 河川を広げて処理能力を増やしたとしても、もし、それ以上の雨が降って、区画整理の中に溢れたとしても、被害を少なくする工夫は考えているのか。

●回答

6. 河川事業で施工する予定で、橋梁の位置関係と必要性については、今後、地元の方と協議していく。
7. 駐車場は市場の 3 階・4 階に整備する予定で、現状の市場内にある駐車場機能を充実させる方向で、お客様の利用を考えている。
8. モノレールと直結したいという地元の意向があり、維持管理面も含めて検討を進めている。
9. 周辺の渋滞対策、騒音対策、粉塵対策を含め、関係機関と協議していきたい。
10. 河川管理用通路を幅員 4 m で考えている。また、新しい市場のメイン通りを幅員 4 m、両サイドのお店の方に 50 cm セットバックして建物を建てていただき、そこに販売する台とか、のぼりを市場の方に設置していただく形で考えている。最後に、幅員 5.5 m の通りについては、現状と同じような形の通路ということで考えている。
11. 道路の詳細な位置関係については、今後、事業計画の中で詳細に決定していく。今後の話になるが、魚町のアーケードとは連続性を保つ必要があるので位置は変えない。歩行者の連続性には配慮していきたいと考えている。
12. 立体換地建築物の部分については、敷地は共有になる。

13. 市施行での区画整理事業とした理由は、神嶽川の浸水被害が何回も起き、昨年も全国各地で浸水被害が発生している緊急性に鑑み、小倉都心の重要な商業拠点を河川改修と併せて急いで整備すべきとの判断である。仮換地指定は令和4年を目標に考えている。
14. 現在の且過市場は、すり鉢状に地盤が低くなっているため、区画整理事業によって地盤を上げる形で考えている。

**議題第 356 号 北九州広域都市計画高度地区の変更について（北九州市決定）且過地区
【小倉北区】**

○質問・意見なし

議題第 357 号 北九州市景観計画の変更について（意見聴取）

○質問・意見

15. 屋外広告物の景観誘導では、新設だけでなく、既存の屋外広告物についても、塗り替え時など変更の際に適切な景観誘導を図っていただきたい。
16. デジタルサイネージは、大きさや時間の制限があるのか教えてほしい。
17. 現在折尾駅を中心として様々な整備が行われているが、景観重点整備地区の区域案以外においても新たな施設が検討されるなど、JR 高架下の利活用の動向等を把握し、柔軟な区域指定に努めていただきたい。

●回答

15. 新設や色の塗り替えなど新たに行う行為を行う際に届出の対象となる。
16. 屋外広告物の許可申請で表示の大きさなどの基準がある。
17. 高架の場所は一般の届出基準になるが、景観アドバイザー制度の活用促進などに取り組んでいきたい。